

資料 2

中央卸売市場設計等業務プロポーザル技術審査委員会設置要領

平成22年10月25日

22中事施第190号

(設置)

第1 中央卸売市場が施行する設計、計画及び調査等の業務について、技術的に最適な者を特定するため、東京都設計等業務委託契約に係るプロポーザル方式試行要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、中央卸売市場設計等業務プロポーザル技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領の調査、審議
- (2) 技術提案書に関する評価基準の策定
- (3) 参加資格要件の審査
- (4) 技術提案書等の審査

(組織)

第3 審査委員会は、次に掲げる者につき中央卸売市場長（以下「市場長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 東京都の職員 6名以内

2 前項のうち、東京都の職員については、別表に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長が特に必要と認めたときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱されたときから、当該要領廃止の日までとする。ただし、第3第1項(1)の委員については、市場長が委嘱した期間を持って任期とする。また、同項(2)の委員については、委嘱の日から当該役職を離れるまでとし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 市場長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長)

第5 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

(委員長の職務及び代理)

第6 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める委員が、その職務を代理する。

(審査委員会の開催等)

第7 審査委員会は、必要に応じて委員長が開催し、委員を招集する。

2 審査委員会は、非公開とする。

(定足数及び表決数)

第8 委員長は、委員の過半数の出席がなければ審査委員会を開催することができない。

2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第9 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第10 委員長は、審査委員会を円滑に運営するため、技術提案書を審査委員会に付議する前に調査、整理する中央卸売市場設計等業務プロポーザル技術検討部会（以下「検討部会」という。）を設置することができる。

(運営細目)

第11 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営細目については、中央卸売市場事業部長が別に定める。

(審査委員会等の庶務)

第12 審査委員会及び検討部会の庶務は、中央卸売市場事業部施設課において処理する。

附 則

1 この要領は、平成22年10月25日から施行する。

2 委員長が選任されるまでの間、委員長の職務を事業部長が代理する。

別表

区分	役職等
東京都	東京都財務局技術管理担当部長
	東京都中央卸売市場管理部長
	東京都中央卸売市場新市場担当部長
	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長
	東京都中央卸売市場新市場建設技術担当部長
	東京都中央卸売市場築地市場設備課長